

ご担当医様

## 登校許可書記入のご依頼

学校保健安全法に該当する感染症に罹患した本学学生の登校許可について、  
下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。

【照会先】京都造形芸術大学保健センター 075-791-9343

### 登校許可書

下記学生は、 年 月 日から集団生活に支障がない状態になったので、  
登校可能と判断します。

学籍番号

氏名

診断日 : 年 月 日  
登校停止期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

疾病名：下記疾病の該当欄に○印をつけてください

<input type="checkbox"/>	インフルエンザ (A型・B型)	<input type="checkbox"/>	コレラ
<input type="checkbox"/>	百日咳	<input type="checkbox"/>	細菌性赤痢
<input type="checkbox"/>	麻疹	<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎	<input type="checkbox"/>	腸チフス
<input type="checkbox"/>	風疹	<input type="checkbox"/>	パラチフス
<input type="checkbox"/>	水痘	<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱	<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	髄膜炎菌性髄膜炎	<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	その他の感染症 ( )		

年 月 日

医療機関名 : \_\_\_\_\_

医 師 名 : \_\_\_\_\_ 印

【大学手続欄】 学科確認印→教学事務室→保健センター  
(原本保管) (コピー1部)



京都造形芸術大学 2015.4.1 改定

## 学生のみなさんへ

下記の感染症にかかり出席停止を指示された場合は、「登校許可書」を診断を受けた病院へ提出し登校許可を受けてください。

「登校許可書」は登校初日に必ず学科研究室・大学院準備室に提出してください。

- |                  |            |              |
|------------------|------------|--------------|
| ・インフルエンザ         | ・百日咳       | ・麻疹（はしか）     |
| ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | ・風疹（三日ばしか） | ・水痘（みずぼうそう）  |
| ・咽頭結膜熱（プール熱）     | ・結核        | ・髄膜炎菌性髄膜炎    |
| ・コレラ             | ・細菌性赤痢     | ・腸管出血性大腸菌感染症 |
| ・腸チフス            | ・パラチフス     | ・流行性角結膜炎     |
| ・急性出血性結膜炎        | ・その他の感染症   |              |

### ●上記感染症の罹患が判明した場合

学科研究室・大学院準備室へ、受診結果を電話で連絡してください。

治癒後登校するには、診断を受けた医療機関による「登校許可書」の提出が必要です。

登校初日に学科研究室・大学院準備室に「登校許可書」を提出し確認を受けた後、教学事務室へ「登校許可書」を持参し公欠届を届け出てください。

感染症を診断された病院と回復後受診した病院が違う場合は、診断された病院の領収書のコピーも一緒に教学事務室へ提出してください。

※学校感染症に罹患した場合、長期休暇期間中でも学科研究室・大学院準備室へ電話連絡し、大学に登校する際には必ず「登校許可書」を提出してください。

ただし、授業が開講されていなければ、公欠届を提出する必要はありません。

※やむを得ない事情により、登校初日に学科研究室・大学院準備室に「登校許可書」を提出できないときは、教学事務室へご相談ください。

※前期末試験・後期末試験期間中に罹患した場合は、登校初日に必ず追試験の手続きをしてください。

[学修ガイドブック内の「■追試験の手続き」についての記載内容をご確認ください。]

(通常、追試験の手続期間は、試験当日から4日以内です。)

2015.4.1 改定

教学事務室・保健センター